

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（下欄「対象となる方」をご覧ください。）は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。
- 猶予期間中は延滞金の加算はありません。

（注）猶予期間中に分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する（※）以下の町税が対象になります。

町県民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
国民健康保険税

※ 既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます（提出が難しい場合は、口頭で伺います）。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば未納の町税について、延滞金が加算される他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞金が加算されないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞金を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当します。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後 1 年を経過していない場合、令和 2 年 1 月までの任意の期間と比較

Q 収入が 20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年 1.6%の延滞金が加算されます）。詳しくは役場にご相談ください。

Q 猶予制度ではなく、税金が軽減される制度はないですか。

- ・様々な新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が検討されています。一例として、「厳しい経営環境にある（※）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和 3 年度の固定資産税及び都市計画税の軽減措置」等です。

令和 3 年度固定資産税及び都市計画税の軽減措置

（※）令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて

30%以上 50%未満減額している者	2 分の 1
50%以上減額している者	全額

様々な、税制上の措置が検討されています。詳細については、総務省のホームページをご確認ください。